

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年9月2日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和元年9月2日(月)  
午前10時30分から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場402会議室
- 3 会議に付議した事件
  - 議案第44号 公職選挙法第28条の抹消者について
  - 議案第45号 令和元年9月における選挙人名簿への登録について
  - 議案第46号 在外選挙人名簿の登録について
  - 議案第47号 令和元年9月における選挙人名簿の調製について
  - 議案第48号 直接請求の法定数の告示について
  - 議案第49号 裁判員候補者予定者名簿の調製について
  - 議案第50号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
  - 議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて
  - 議案第52号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、選挙すべき人数及び投票時間の決定について
  - 議案第53号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日等の決定について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
  - 委員長 本多 喜久男                      委員長職務代理者 大友 捷夫
  - 委員 伊藤 究                              委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局
  - 書記長 菊池 敬                      書記長補佐 鷹野 光寿
  - 書記 須藤 博                          書記 安部 彩華
- 6 会議の書記は次のとおりである。  
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

○本多委員長 本日の議案は、令和元年9月の定時登録に係るものが5件、裁判員等候補者予定者名簿に係るものが2件、東海村議会議員一般選挙に係るものが3件で、お手元に配布しましたとおりでございます。  
それでは、「議案第44号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第44号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第44号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第44号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第45号 令和元年9月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第45号は、公職選挙法第22条第1項の規定により令和元

年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和元年9月1日、登録日は令和元年9月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、令和元年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成13年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

**○本多委員長** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第45号 令和元年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第45号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第46号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○須藤書記** 議案第46号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第46号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第46号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第47号 令和元年9月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第47号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和元年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和元年7月の選挙時(当日抹消時)登録者数31,324名から40名減の31,284名となりました。40名減の根拠といたしましては、抹消者数が289名、新規登録者数が195名、新有権者数が54名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第47号 令和元年9月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第47号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第48号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第48号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

---

○本多委員長 　ただ今、「議案第48号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 　議案第48号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 　議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 　続いて、「議案第49号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 　議案第49号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定により、令和2年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から72名を選出するよう通知を受けております。

---

○本多委員長 　（名簿を回覧後）ただ今、「議案第49号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 　議案第49号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 　議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第50号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第50号は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、令和2年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から13名を選出するよう通知を受けております。

---

○本多委員長 （名簿を回覧後）ただ今、「議案第50号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第50号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第51号は、令和2年1月31日の任期満了に伴い執行される予定の東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻について、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、第1投票区投票所から第14投票区投票所までについて、2時間繰り上げることとするものです。繰上げにより、投票時間は午前7時から午後6時までとなります。

---

○**本多委員長** ただ今、「議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第51号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

○**本多委員長** 続いて、「議案第52号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、選挙すべき人員及び投票時間の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**須藤書記** 議案第52号は、任期満了に伴う東海村議会議員一般選挙の選挙期日を「令和2年1月19日(日)」に、選挙期日の告示日を「令和2年1月14日(火)」に、選挙すべき人員を「18人」に、投票時間を「午前7時から午後6時まで」とするものです。なお、選挙期日につきましては、別紙「東海村議会議員一般選挙の選挙期日(案)について」に記載してあるとおり、公職選挙法の規定、他の行事との調整、前回の投票日等を勘案し、この日としたものです。

---

○**本多委員長** ただ今、「議案第52号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、選挙すべき人員及び投票時間の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第52号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)



○本多委員長 議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第53号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日等の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第53号は、令和2年1月19日に行われる予定の東海村議会議員一般選挙について、公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿の登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録の日を「令和2年1月13日」とするものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第53号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日等の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第53号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○須藤書記 次回の選挙管理委員会は10月下旬の開催を予定しています。東海村議会議員一般選挙に関する議案を付議する予定ですので、よろしく願いいたします。

---

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時